

令和3年度 事業計画書

令和3年4月 1日から

令和4年3月31日まで

公益財団法人 東法連特定退職金共済会

令和3年度事業計画書

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

1. 総論

当共済会は、昭和52年の設立以来、東京都内の中小企業に勤務する従業員について、中小企業者の拠出による退職金共済制度を確立し、もってこれらの従業員の福祉の増進と中小企業の振興に寄与するため、特定退職金共済制度の普及推進に努めている。

令和3年1月末現在の加入事業所数は4,704社、加入者数35,664人、口数は325,863口と、前年度末(令和2年3月末)と比較して加入事業所数と口数は減少したものの、加入者数は増加しており、コロナ禍においても特退共加入事業所の雇用は維持されているものと思われる。このため、今後コロナが収束に向かうにつれ、中小企業における退職金制度の拡充がより重要になってくるものと考えられる。

このような状況の中、特定退職金共済制度の普及促進のため、以前にも増して東法連各法人会の協力等を得ながら、積極的に広報活動および加入推進活動を展開することとする。

なお、令和3年度は12月1日に給付改定を予定していることから、理事会決議および評議員会への報告を経て、早期に加入事業所へ給付改定を案内するとともに、改定後給付による加入推進活動に重点を置くこととする。

また、給付改定にあたっては、委託保険会社との連携を密にし、迅速かつ正確に事業所対応が行われるよう努めることとする。

<参考>

○加入事業所数・加入者(従業員)数・口数

	加入事業所数(社)	加入者数(人)	口数(口)
令和2年3月末	4,785	35,561	326,450
令和3年1月末	4,704	35,664	325,863

※口数(掛金):一人当たり月額1口1千円から30口3万円

○保険料積立金・要留保額・留保率

	保険料積立金	要留保額	留保率(%)
令和2年3月末	439億9,736万円	438億3,934万円	100.360
令和2年11月末	446億9,720万円	445億8,929万円	100.242

※要留保額:加入者が全員脱退したと仮定したときに必要な支払給付金の総額

2. 事業活動

(1) 広報活動

- ・各法人会広報誌への広告掲載および加入推進チラシの折込み
- ・各法人会会合等でのPR動画の視聴および加入推進チラシの配付
- ・各法人会ホームページへのバナー広告の掲載
- ・各法人会でのポスターの掲示
- ・各法人会福利厚生制度推進会議等における制度のPR
- ・地方公共団体等が発行する印刷物等への広告掲載
- ・当共済会名入り首都圏鉄道ルートマップカレンダーの作成・配布
- ・東法連の新設法人あてダイレクトメールへの加入推進チラシの折込み
- ・東法連48法人会専務理事・事務局長会議等における制度のPR

(2) 委託保険会社との連携による加入推進活動

- ・推進員による退職金診断等各種サービスの都内事業所あて周知
- ・未加入事業所あてダイレクトメールの発送
- ・ダイレクトメール発送と併せたフォロー訪問強化のための販促品の提供
- ・共済会職員による都内各支社推進員向け研修会の定期的開催
- ・推進員等に対する表彰制度の実施

(3) 加入事業所等への情報提供

- ・被共済者（従業員）別「積立状況のお知らせ」の送付
- ・当制度の加入状況および退職一時金額等の情報提供
- ・賃金や退職金等に関する情報提供

(4) 内部管理体制の維持向上

- ・事務局内および外部委託先の個人情報の取扱等を定期的に確認する。
- ・個人情報の取扱等に関する事務局職員研修を実施する。
- ・監査法人等からの指導のもと、適切な会計処理を行う。
- ・基本財産等の運用にあたっては、運用環境・商品に関する情報を収集し、安全・確実な商品の選定に努める。また、保有商品の運用状況をモニターし、安全・確実な運用を図る。

以上